

# 卍字源流攷

附、火・連火異同攷

文學士 那波利貞

## 一

俗に所謂左萬字、即ち卍なる一種の記號が、主として佛教關係の諸物に紋所の如く附記せられて居ることは田夫野人も熟知する所であつて、今や此の記號と佛教とは全然離背を許さざる所の密接なる關係を形成致して居る。従つて此の記號が佛家の紋所とも謂ふべきものとなつて使用せられて居ることに對しては、因襲的に何人も甚しき疑問を起さない有様である。併し考一考、一度學究的見地に立脚して冷靜に考覈を試みむとする時は、

幾多の疑問は雲の如く腦裏に浮び來るのであつて殊に左萬字に對して其の對偶を爲すべき右萬字、即ち卐なるものゝ存するなどは、考覈者にとりては毫に興味深い問題である。今其の疑問の主なるものを左に開列すると、

- 一。此の記號は果して何地にて起源するものなる歟。
- 二。此の記號は單に紋章の如きものなる歟、將た一種の文字なる歟。
- 三。此の記號は何故萬字と稱呼するなる歟。
- 四。此の記號は本來的に佛教と關係あるものなる歟。

る歟。或は然らざるものなる歟。

五、左萬字と右萬字と對偶的に並び存すること

に何等かの異義及び理由は無き歟。

是等の諸項であつて、而して尙ほ其の他微細なる點に互りても、それ〴〵疑問を發すれば問題は随分複雑であるが、此等は都て右に掲ぐる五項に附隨せしめて解釋を附するが便宜であるから、今は先づ右の諸項を中心として論述する事とする。

右に掲げたる諸項の研究に就いては、吾人の寡聞なる爲、從來あまり眞に學究的なる解釋の發表せられて居ることを知らない。邦人には紋所の研究を爲した人も無いでは無いが、未だ吾人をして充分首肯せしむるに足る程の考證を試み、殊に廣く世界史的見地よりして博引旁證考覆批判したる論著も無いらしく、生田目經徳氏の『家紋の由來』にも

この紋は佛敎よりいでたるものなり佛敎にてこ

れを吉祥海雲と名く、大人相を表示せるものなりといふ、佛像の胸間にこれを畫くもあり、これより轉じては佛堂寺院の紋章とせるものあり何時の頃より始まりたるか詳ならず卅を文字として萬の意としたるは唐の則天武后に始まりたる由書に見えたり。……或は佛敎にいでたるにあらず耶蘇敎の十字架より轉じたるものあり。とあるのみで、之では勿論吾人を満足せしめ得ないのである。併し實際此の問題は比較的難解のものであるから、今茲に本篇を草して鄙見を公にし、廣く博雅諸賢の是正を仰がむとするも、本より群盲の象を撫すると同様、史料の調査は理想的には爲し得ないで極めて不充分であり、到底完全なる結論を得らるべくもあらざれど、暫く聊か獲たる所に基きて論述を試む次第である。

從來卍字に就いて興味ある學術的研究を試みた人はフリードリッヒ・ヒルト(Friedrich Hirth)氏であつて、其の名著『支那研究』(Chinesische Studien)の中「Den Mäander und das Triquetrum in der Chinesischen und Japanischen Ornamentik」なる項目を設けて比較的詳密に論述し、施いては巴紋の起源に迄論及して居る。之は此の問題の研究に當りては看過すべからざる論説である。

日本現在に行はるゝ此の記號が、佛敎の傳來に附隨して渡來致したるものなることは屢々の駁辯を要せざる所であつて、其源流は如何にしても大陸方面に存せなければならぬ筈であるが、宋の法雲の『翻譯名義集』第十五唐梵字體篇第五十五には志誠纂要などの説を引用して次の如く説いて居る。

薰聞曰。志誠纂要云。梵云室利鞞。此云吉祥海雲。如來胸臆有大人相。形如瓠字。名吉祥海

雲。華嚴音義云。案卍字本非是字。大周長壽二年。主上權制此文著於天樞。音之爲萬。謂吉祥萬德之所集也。

右の大周の長壽二年は西曆六百九十三年にして申す迄も無く唐の則天武氏が僭主たりし時代である。而して法雲の解釋説明の要旨は此の記號は如來の胸に記さるゝもので本來印度に存する記號なるが、夙に佛敎に隨伴して支那に傳來し久しく行なはれ居れるものを、則天武氏の時之れを文字として認め、之れに萬の音を附與したるものなりと謂ふのである。則天武氏制定の新字、即ち俗に所謂則天文字のことは、『資治通鑑』唐紀卷二十天授元年の條に天地等の十二字を改造せしことは見ゆるが、此の十二字の中には此の記號を以て漢字の萬字に代へしことは見え、又長壽二年の條には改字のことは少しも見えて居らないのである。

併し夙に則天武氏の時代以前から此の記號の支

那人間に知悉せられて居つたことは申す迄もないことであつて、それは全く佛教と關聯して知悉せられて居るのである。而して前に述ぶる如く『資治通鑑』の上にては則天武氏が此の記號を以て漢字の萬字に代へ用ひしめたることは現れては居らぬが、此の説を爲せる『華嚴經音義』は、唐の佛授記寺の僧慧苑が、則天武氏の聖曆二年十月實叉難陀の譯了せし新譯八十華嚴に加へたる音義の著述なれば、其の所説は比較的信憑するに足ると思はるれば、此の記號の則天武氏時代に或る程度迄漢字の萬の字に代用せられたることは疑ふべきではないから、從來佛教に關聯して支那人間に知悉せられて居つた此の記號に萬の音を附與して之を文字として使用せしめたることの、則天武氏時代以來のことであることは明白であると思はれる。

然らば則天武氏以前に於ては此の記號は支那人間に單に記號又は紋章の如く考へられし歟。將た

一種外來の文字として考へられたるものなる歟と謂ふに、鄙見を以てすれば單に佛徳の靈的意味深長なる記號と考へられて居つたものと考察せざるを得ないのである。其の證據は梵文の佛教經文に現れて居る此の記號をば、其の經文を漢譯するに當り之を如何に漢譯すれば其の適譯を獲らるか、と謂ふことに就いて、支那の名僧知識は非常なる思を致して居つて、魏の菩提流支が『十地經論』を漢譯するに當り、其の第十二に現れたる此の記號を萬と漢意譯致しあるかと思へば、羅什や玄奘などの翻譯では徳と致して居る。これはつまり此の記號が印度に於ても元來文字ではなくして意味深長なる記號なりし爲、之を漢譯するに當りては之を言語として觀て譯出することが出來ず、其の包含する意味を採つて或は萬ともなし或は徳など、も致したもので、吉祥海雲など申すのもかゝる見地より致したる意譯であると思はれるのである。

斯様な事情から見ると、此の記號の漢譯は恐くば古くから數種類存して居つて、其の中には萬とするも一種の意譯として存して居つたことを知り得らるゝので、則天武氏時代に萬の音を附與したことは、從來行はれて區々なりし此の記號の漢意譯の數種中から特に萬とする意譯を適當と認めて而も漢字の萬の音を以て此の記號の讀み方とし、從來何等の漢音なかりし印度傳來の記號を文字として認めたるものと解釋せなければならぬと思ふ。

然らば印度に於ては之を如何に稱呼せしやと謂ふに『翻譯名義集』の説に隨へば室利靺瑤とあり、これ正しくは室利靺瑤洛刹曩、即ち梵話の *Śrīlakṣaṇa* である。さうすると此の記號は室利靺瑤と謂ふ印度名を有して居つて其の意味は吉祥海雲であるのを、更に支那に於て之に萬の音を附與して文字と認めた譯で、其の經緯は譬へば英語の問の記號なる？に英語にて Question Mark なる

名の存するにも係らず、更に其包含する問と謂ふ意味からして、問と謂ふ漢字の音なるモンを以て？の記號の音として而して？を文字として認めむとするが如きものであると思はれる。

### 三

然らば梵語にて *Śrīlakṣaṇa* と謂ふ稱呼は那邊より起りたるものなる歟、之を解釋するには如何にしても古代世界に於ける火の發見及び使用と謂ふことを論せなければならぬ。

太古草昧の世に何等かの機會を獲て何人等かに依りて發見又は發明せられたる自然火の利用、及び火の人爲的作成、並に之を人間生活の實用に供せむとする燈燭火食方法等の考案なるものが、有史以前に於ける人生社會に一大福音を齎し、人間生活に無上の幸福を與へたる重大事件なりしことは、寔に現代吾人の想像以上のものなりしなるべ

く、蓋し近世に於ける電氣の發見利用が吾人等に致せる幸福と共に古今來に於ける人生社會の二大福音と見るべきである。然れば現今の電氣萬能とも謂つべき時代に生を享けたる吾人等は其の發見者及び利用敎示者に向ひ滿腔の感謝を拂ふに吝ならざると同様、火の發見又は發明利用敎示者たる太古の賢者に對して古代人の感謝の意を表せしことの甚大なるものなりしなるべきは推想するに難く無く、而して自然火の利用又は火の人爲的作成は勿論單個一人の賢者に依りて爲されたるものには非ざるべきも、古代人が其の恩澤に感激するの餘、之を一先賢又は神の敎え給ふた所であると考へたるも無理ならぬことであつて、即ち支那に於ける燧人氏とか、希臘神話に現はるゝプロメテウス (Prometheus) とか、乃至印度の吠陀神話に現はるゝアグニー (Agni) 等が、皆何れも自然火の發見利用又は人造火の發明使用を敎示したる聖賢又

は神明として尊敬せられる様に習慣附けられて居るのも自然の道理である。

古代世界の人が人爲的に火を作成したる方法には木燧、石燧、金燧の三方法あるが此中にて比較的普遍的に行はれたるものは木燧、石燧の二方法である。而も古代世界に於ける人智の發達過程を考古學的見地より觀たる結果では、右の三發火方法の中でも木燧、石燧の二法は蓋し最古の發火方法なるべく、別して木燧法は最も普遍的に古代の世界各地に行はれたるものらしい。支那でも木燧に據る造火の方法は最も古代のものとして尊重神聖視せられ、周代に祭祀用の清淨なる火を獲むが爲にも依然として此の古法に據つた。即ち『周禮』秋官司烜氏の條には金燧の方法も志されてはあるが、同じく夏官司燧の條には木燧の方法を志してあり、之れが鄭注には

鄭司農說以鄒子曰。春取榆柳之火。夏取棗杏之

火。季夏取桑柘之火。秋取柞櫛之火。冬取槐檀之火。

とあり、果して斯の如く時候に應じて木燧法によりて火を取るべき木を異にしたか如何かは明白にし難いけれども、木燧法によりて火を取りしことだけは明々のことにして、『禮記』内則篇にも

燧。古取火之具。金燧取火於日。木燧取火於木。

とあり、殊に榆柳を以て木燧の好材料とせしことは略推想するに難くない。蓋し榆柳は何れも火を發し易い樹木であるからである。蒙古民族が結婚を爲す場合新夫婦の偕老の誓を爲す場合に唱ふる歌謠にも火の恩澤を感謝して之れを神とし尊ぶ意味を述べてあつて

母なる Ut yo。火の女王よ。 Changgai 山や Burchatu 山の頂に生長せし榆の樹より生れ出で給ひたる汝よ。天地の分れし時生れ出で給ひたる汝よ。汝の母なる地球の足許より生れ出で給

ひたる汝よ。而して神々の王となり給ひたる汝火の神よ。

母なる Ut yo。汝の父は堅き鋼鐵なるよ。汝の母は燧石なるよ。汝の祖先は榆の樹なるよ。汝の光明は虚空に達し又大地に行き互る。

女神なる Ut yo 我等人の子等は汝に犠牲として黄色の油を捧げ、黄色の頭を有せる白き羯羊を捧げむ。汝は人體を具へたる子、而も美しき養女なる光明の嬢を有せりなむ。

母なる Ut yo。永久に上方のみを觀る汝に、我等人の子は葡萄酒を捧げて拜禮し、双手に脂肉を捧げて祀らむかな。神の子なる花嫁に、神の子なる花嫁に、將た人類一同に繁榮を垂れ給はむことを祈る。(Tyler 氏の Primitive Culture) 第二卷二百八十頁所引

と歌ふ習慣の存するは Castana 氏の指摘する所、此の歌謠中に火の神なる Ut が榆の木より生れたるを謂へるは、即ちこれ蒙古民族の祖先が古代

に楡を用ひたる木燧を以て淨火を製したる來由を傳へたるものと考へられて、甚だ面白いことである。又我が邦に於ても木燧の法を傳へて、今も仍ほ戸隱神社や出雲大社などには淨火を獲る爲に楡の板と楡の木錐とを以て摩擦旋回する古法を襲用致して居ることは諸人の周知せらるゝ通りである。楡をヒノ木と稱呼するは即ち火の樹の意たることも勿論で、大風の爲木曾山中の楡の摩擦して山火事を發することの往々にして存することより類推すれば、古代人が木燧法を考案せしは或は此等の自然現象よりも教へられたる場合もあるべく、これ人類の最も早くに知り得たる發火方法ならむと考へられる。

印度古代に於ても亦同様に木燧法は古くから試みられて居つて、古代婆羅門教徒は淨火を求むる爲には古法を襲用して *Matha* 又は *Pramatha* と稱する棒を使用致した様である。『金屬使用時代以

前の人類』(Man before Metals. 1902. London.)の著者なるジョリー(N. Joly)氏の解釋に依れば、*Pramatha*なる稱呼の語頭の *Pa* は暴力に依りて物を奪ふ意味で、*Pramatha*とはつまり摩擦法に據りて火を求むるの意味となる。之より轉じて *Matha*の動詞形である所の *Mathāmi*又は *Manthāmi*なる文字は、摩擦によりて火を製造する意味で、やがて摩擦に依りて人に火を作り與へたる神として彼の *Pramantha* 又は *Prāmathyus*なる神名が出来たと謂はれて居る。蓋し印度古代の *Pramantha* 又は *Prāmathyus*なる神は、支那の燧人氏などゝ同性質の由來を有するものと解釋せらるゝのみならず、更に興味深きことには之が希臘神話に現るゝ火神プロメテウス(*Prometheus*)其の者の名と酷似せることにして、古代印度と古代希臘との間に何等かの文化史的關係なきかと謂ふ疑を起さしめるに充分である。之に加ふるに鄙見を

以てして古代に於ける火の作成使用問題と極めて密接の關係あらむと想はるゝ卍字が、亦印度と小亞細亞との間に關係連鎖を維いで居る様に察せらるゝことは尙ほ更に興味深いことゝ申さなければならぬ。

#### 四

斯様な譯で古代印度に於ける此の記號の存在は夙に佛教以前より認め得らるゝので、之が決して佛教獨特のもの、佛教家創造のもので無いことが明白である。而して印度の木燧として前に指摘したる所謂 *Pramatha* なるものは、主として婆羅門僧侶の使用したるもので、普通の説に隨へば、牝牛の毛を混和して以て撚つた麻字の紐を一本の木棒の上部に纏繞せしめ、此の紐を左右に伸縮して以て該木棒を回轉せしめ、該木棒の一端を他の平板なる一木片の上に直立して接觸せしめて、以て

摩擦に依りて發火を促す様設計せられたものだと謂はれて居るから、これはつまり西洋にて所謂 *Bow-drill* 法と謂はるゝものであり、我が邦の該法とも異ならぬ装置のものである。而して木棒と平板とを適當に裝置して發火する様設計した全機械は *スワステカ* (*Swastika*) と稱呼せられて居るが、此の *Swastika* は即ち卍字の意味で、古代印度に於ける淨火の創造者として知らるゝ *Twastri* なる神の名は、即ちこれから來由したものとせられて居る。かくして古代印度には火の創造の神としては *Pramathiyus* 或は *Pramantha* と *Twastri* の二柱の神の考へられて居る譯であるが其の何れが果して古きものなるかと謂ふことは當面の問題でないから敢て論及しないことゝするも、古代印度の木燧を *Swastika* 即ち卍字と稱呼することは非常に注意に値することではあるまい歟と思ふ。

斯様に考察して來ると古代印度に於ける卍字は

要するに古代人の製したる木燧の或る神祕なる能力を表現せる一種の靈的記號であつて、火の人為的作成の淵源を追慕し併せて火の靈的作用を謳歌する古代人の心理状態を記號的に表彰致したるものと考ふべきである。

然らば那邊よりかゝる木燧の神祕的能力を示したる靈的記號が卍字なる形として考案せらるゝに至りしかと謂ふことを考察せむに、之を研究するには單に卍字のみを以てしては殆んど何等の推想すらも下し得ない。印度に於いて木燧を *Svasitka* 即ち卍字と稱呼し卍字が木燧の神祕的能力を表現せる靈的記號なることが解し得られたるのみにては未だ以て卍の如き形の來由源流を探究し得る徑路を發見することが出來ぬ。卍と對偶的に並び存する卐を以てしても亦同様であるから、廣く古代世界の史料を涉獵して、此の記號の異體とも考へ得らるゝものを發見して然る後に卍或は卐と比較

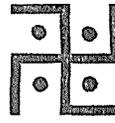
研究せなければならぬのである。

然らば印度以外の古代世界に於て卍字の異體は果して何處かに存在し以て今日に傳はり居れるものである歟と謂ふに、實に此の研究に貴重なる考古學的遺物は存して居るのである。

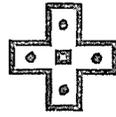
抑々世界に於ける卍字の傳播は古代より可なり廣い地理的範圍に亙りて存するものであつて、啻に古代印度に於て是ありしのみならず、シュリーマン(Schliemann)氏が『トロヤ古代記』(*Trojanische Alterthümer*)にも志せる通り *Tory* の遺蹟發掘の際にも其の獲得したる土器即ち所謂 *Terra-cottaciscs* の表面にも此の記號の異體が現はれて居つて圖版第壹に寫出する如く二個の異體卍字あることは周知の通りである。加之ならず火の創造の神名として印度の *Prāmanthā* 又は *Prāmanthys* が希臘の *Prometheus* と稱呼の酷似して居るのみならず、印度神話にては *Prāmanthā* の神の塵擦に

依りて生みたる神は Agni を傳稱せられ、Agni の母即ち Pramathā の妻は Maya なりを傳稱せられ居るに對し、アダルベルト・キーン (Adalbert Kuhn) 氏の『火の創造術』(Herabkunst des Feuers)

(壹第 版圖)



(イ)



(ロ)

の第三十六頁以下の説を信すれば、トロヤの遺物にて發見せられし圖版第壹所掲の如き象形も亦古代印度に於けると同様、之を Swastika とも稱呼せらるれば、又 Arani とも稱呼せられたるものゝ由で、これ即ち希臘にて所謂 Ignis に當るのである。

右の様な次第であるから古代印度の記、トロヤの遺物に現れたる圖版第壹の如き(イ)(ロ)の二象形は何れも其の淵源を一にせるもので、鄙見を以てすれば後の二者の方が前一者よりも遙に原始的

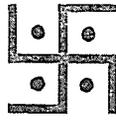
の靈的記號であると考へられる。而して吾人は此の靈的記號の示す所は右に述べたる古代印度の事情から考察して、木燧の或る神祕なる能力を表現せんが爲に、木燧の旋回運動を表示したるものかと思ふ者にして、殊にトロヤの遺物に現はれたる方に於ては益々其の然らむことが推想し得られて圖版第壹の(イ)の象形中の記は木燧の棒の右廻りに旋回せる運動方向を示し、四個の點は後節に支那の火の古字を研究せる結果と比較してこれ發火瞬間の火花を表示せるものと解釋なし得らるゝと思はれるのである。

吾人は前に圖版第壹所掲の如き象形が記よりも原始的のものならむかと述べて置いたが、其の理由は凡そ文字或は記號などは其が漸次普遍的に使用せらるゝに隨ひて文字は其の字畫を減少し、記號は簡單に記し得べき様になること、これ文字、記號の進化發達上自然の勢なること申す迄も無いこ

とであるから、印度にて卍として現はるゝものは圖版第壹(イ)の象形の四點の、實用上便宜の爲に省略せられたるものであること殆んど疑を容れないからである。

斯の如くにして卍が圖版(イ)の象形の省略せられたるものなることが確實なれば、其の對偶なる卍の原始的のものとして圖版第貳所掲の如きものも古代には存在し居りしものでなければならぬが、只今迄知られて居る史料では不幸にして圖版第貳

(圖版第貳)



の如き記號の現れて居るものゝあることを聞かない。併し圖版(イ)に對して卍の存する以上は卍に對する圖版第貳の象形も存せしは明白で、卍の場合即ち木燧の棒の左旋回する運動を表示したるものであらう。木燧の棒は其に纏繞せる紐を以て

旋回するものなれば、一度或る範圍迄右に旋回すれば、次回には直に或る程度迄左旋回をなし、斯して順次に左旋回右旋回の兩個の旋回運動が交互的に連續して行はれ、以て棒の下尖端と之に接觸する平板との接觸點に摩擦熱を起し施きて發火を促す裝置なる故、古代人が此の木燧の有する發火の神祕的能力を靈的記號として表現する際に、右旋回の場合を採りて所謂左萬字を作り、左旋回の場合を採りて所謂右萬字を作つても、何れの場合に於ても神祕的能力を表現する靈的記號としては不都合はないのであるから、所謂左萬字も右萬字も其の源流に於ては全然同一であつて、右に述ぶる意味に於ては兩者の記號は形式上に於ては表裏はなせども其の包含する意義に於ては何等の差異もない筈で、形式上に於て差異の存する理由は單に左右旋回何れかの場合を示せるものなるに過ぎないものと考へられるのである。

## 五

然らば此の靈的記號は古代世界の何地に於いて先づ考案表示せられたるものであらう歟。之は非常に解釋の附し難い問題であつて、殊に火の使用なることは太古草昧の世より創まり Joly 氏の著に引用してある所の Abbé Bourgeois 氏の説に依れば既に太古民族が Miocene 時期より人造火の方法を知り居りしこと、彼が Orleans 河畔の遺跡發掘に際して木炭其の他の燃焼遺物を發見せしことに依りて證明して居る通であるから、斯く太古時代以來人間に恩澤を與へし火に對して、古代人の拂ひたる敬虔の情の結果に出づるものと想はるゝ所の此の記號の考案淵源地などの容易に知れ得る筈は無い譯である。

然れども今試に此の記號の世界的傳播の地理的範圍を調査すると、東は我が邦より西は希臘、小

亞細亞地方、南は波斯、印度地方に亘り、其の發生淵源地方は如何しても亞細亞大陸中の何處かでなければならぬ譯である。尤も此の傳播地域中にも我が邦の如く、又或る時代以後の支那の如く佛敎に關聯して傳播せられたる地方も存するなれば此等を除き去つて考察すると之れが起原地は如何しても中央亞細亞地方か或は印度方面に在らねばならぬ譯で、勿論歐羅巴方面より流傳致したるものでも無い。Joly 氏乃ち Man before Metals の第百九十頁以下に於て此の問題に論及し

このことは波斯人の聖典とする Zend-Avesta 並に印度人の吠陀神話にも現はれて居つて、……  
：希臘、印度、波斯、地方に共通して存すれば、  
此等方面に分派移住せし民族が、未だ分派移住せずしてオキザス河の流域地方に逍遙せし太古時代に發生せしものならむ歟。

と論述致して居る。此の説は固より確實動かすべ

からざる證據の存するありて據りて以て立てたる説に非ざることば申す迄も無いが、又此の種の問題たるや實に太古時代のことに屬するから、之れに關する確實なる證據の今日に傳はり存し得らるべき譯も無ければ、吾人は右の所説は臆説ではあるが、此の記號の傳播存在せる地理的範圍より推定せる點より觀て、之を一概に排斥否定することは出來ないものと考ふる者である。

## 六

支那に於ける卍字の存在は普通には佛教に關聯して印度より傳播せられたるものと謂はれ、支那史料の上にも多くは斯様な説明を以て甘んじて居る様であるが、吾人は漢字の火の字の源流を研究したる結果に基き、此の記號は既に早く古代より支那に存在して居り、少くとも殷周時代には行はれたるものならむことを提唱する者である。

(圖版第參)



尤も後漢の許慎の『說文解字』や殷墟出土の龜甲文に現れたる普通の火の字の古形では、此の問題解釋上に殆んど何等の好史料をも提供し得ないで羅振玉氏の『殷墟書契』卷五第十四葉所載の火の古字なども單に圖版第參所掲の如き形となりて現はれて居るに過ぎないのである。然るに金文の中には火の異體文字として此の問題解決に非常な貢獻を爲すべきものが相當に存して居つて、孫詒讓氏の『名原』所收の火の字の研究は興味深い幾多の好史料を提供致して居る。即ち次の圖版第四に抄寫せる如きものがある。

更に又殷墟出土の龜甲文中にて普通の火の古字たる圖版第參所掲の如きもの以外に火の異體文字を探究して試ると、孫氏の指摘する所、圖版第五

(四 第 版 圖)



勿曰鼎、白淮艾  
穀銘文所見  
炎字偏旁



麥今鼎銘文  
所見炎字偏旁



白望辰鼎銘  
文所見炎字偏  
旁



羨白彝臥明  
鼎銘文所見蓋  
字偏旁、爨、鹿  
穀銘文炎字偏  
旁亦熱



母卒高銘  
文所見从火  
某字



本鼎銘文所見  
从火某字



癸亥父己鼎銘  
文所見从火某字



孫詒讓氏不示出  
處、金文火字



右同、金文所見  
从火擘火字



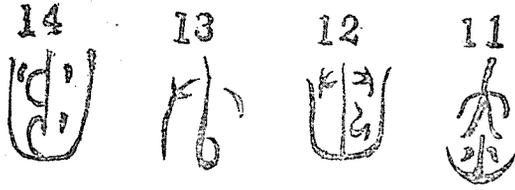
右同、金文所見  
火字略者

に示すが如きものもあるの  
である。

孫詒讓氏は此等十七種の  
火の字又は火の字を偏旁に  
有する古代文字を列擧して  
此等の中に現はれたる火の  
字合計十七字中其の何れが  
果して火の字の正字なるか  
と謂ふことに迷つて居るら  
しく、遂には圖版第四所掲  
の(1)に示せる象形を以て火  
の古字の正體と定め、圖版  
第五所掲の(14)或は(15)及び圖  
版第四所掲の(8)の如き象形  
を以て其の異體なりと解釋  
致して居る。

此の孫氏の研究は、吾人

(五 第 版 圖)



11 炎子口口  
不口句所  
見炎字

12 炎父乙非  
酉句所見  
炎字即烝

13 辛酉卜戠  
貞炎 炎  
字口于豈  
巖佳口口  
兩句所見  
炎字



火字

15 火字

16 庚戌卜口夊  
于奠句所  
見奠字即  
重字

17 戌申口貝合  
夊 夊 夊  
所見奠字即  
奠字

が卮字の源流を研究するに  
際し非常なる參考材料を提  
供し多大の裨益を與ふるも  
のであつて、孫氏も圖版第  
四所掲(1)の象形を以て火の  
古字の正體なりとする解釋  
を獲たるに依りて『周禮』考  
工記所載の「畫績之事」の條  
に「火以圖」とありて、之れ  
が鄭注に「形如半環」とある  
説明が容易に解釋し得られ  
たることを喜んで居る様で  
あるが、吾人は更に今此等  
諸體の火の古字の中、其の  
半以上が茲に研究の對象と  
せる卮の研究に多大の好參  
考史料を與ふるものである

ことを欣幸とする者である。

吾人は孫氏が指摘する十七種の火或は火を偏旁に含む文字を大觀して大體に於て之を二種類に大別することが出来ると思ふ。其の第一種類は主として圖版第四所掲の(1)の象形を根本とするものであつて圖版第參所掲の火の二象形、圖版第四所掲の(2)(3)(4)(6)(7)の象形等は何れも此の種類に屬せしめ得らるゝと思れて、之は燈油を使用して土製の皿上に點火致したる象形文字ならむと考へられる。其の第二種類は主として圖版第四所掲の(10)の象形を根本とするものにして、同じく(8)(9)及び圖版第五所掲の(14)(15)(16)等の象形は何れも此の種類に屬せしめ得らるゝと思ふ。而して第一種類の象形の中圖版第四の(1)(2)(3)(6)(7)の象に見ゆる二點乃至四點は、燈明の周圍に火花の發せる象形ならむこと申す迄も無くして、此等の點は火花であると解せられる。然らば第二種類の圖版第四の(10)の象は果し

て何の象形なりやと謂へば、第一種類に屬するものゝ中にも圖版第四所掲の(7)の火の象形の如くなるもの存して、燈火の火花を示すに四個の點をも使用せるものあるに依りて、此の(7)の象形が第一種類と第二種類との連鎖を爲せる如く考へらるゝ故、第二種類のは正しく火花の象形にして之より轉じて火の字に使用せらるゝに至りしものならむかと考へらるゝのである。圖版第四(10)の四點の象が(8)の象の略字なることを謂へる孫氏は、之れが出處を示しあらざる爲果して(8)の象の略字なるや否やは遽に決定し難きも(9)の莢が箒と致されて居つて而してへは草冠、十は干なること明白にして殘る所の四個の點は自ら下部の火を示すものなる證據あれば、が火花を象りて而して火の字に使用せられたるものならむことは殆んど疑ふべきでないと思ふ。

斯の如くにして支那古代の火の字には、燈火の

象形たる圖版第四所掲の(1)(2)(3)(4)の象形の存する外に、三個の點又は四個の點を以てして表現せるものもあることが解し得られた譯で、是よりしてトロヤの遺物に現れたる卍の異體なる圖版第壹所掲の(イ)の象を考察する時は、卍が印度古代に於ける木燧の神祕的能力を表示したる靈的記號なる以上、之れよりも複雑なる記號なる(イ)の象形の四點は如何しても木燧より發せし摩擦火の火花を現はせるものでなければならぬので、さては前述の如く之を火花の象形なりと斷定致した譯である。

佛敎家の方にて此の記號に就て説を爲す者、所謂左萬字を以て此の記號の正體とし其逆形なる所謂右萬字を以て不正體なりとする者があるが是は如何なる論據ありて立つる説なるか、吾人には毫も其の來由が不可解である。併し吾人が前述の鄙見に基けば、所謂左萬字も所謂右萬字も結局は何

等の差別もない譯で、何れを正體とも不正體とも謂ひ得ない譯である。而して木燧の摩擦火の發生は或は木棒の右旋回中に起る時もあり、或は左旋回の時にも起ることありて其の際の自然の勢に依るものなれば、特に右或は左旋回を摘出して示さずして、左右何れの旋回をも意味して尙ほ且つ火花の發せる象形として圖版第壹所掲の(ロ)の象形が存するのではなからうかと謂ふ疑も起つて來るのである。若し此の推想的解釋より説明すれば圖版第壹(ロ)の象形は左萬字と右萬字とを併合したるものと觀ることが出來て、甚だ興味深く感ぜられるのである。所詮卍は木燧の神祕的能力を表示した靈的記號であるから、佛敎徒が佛陀の頭髮の旋回せる形に擬して之を説明せむとし、所謂左萬字を正體とし所謂右萬字を不正體とする解釋は何等信憑するに足らないと思ふ。矧んや此の記號は古く佛敎草創の以前より嘗に印度に於てのみなら

す、廣く中央亞細亞地方に於ても存在し居るをやである。

## 七

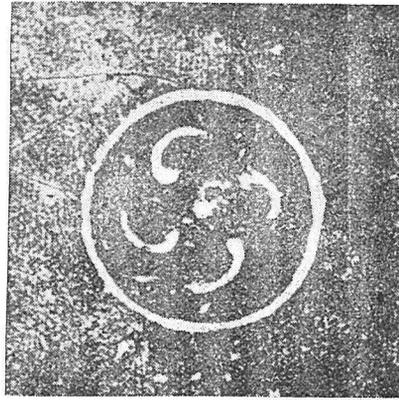
叙上の通りで古代トロヤ地方に行はれたる圖版第壹(イ)の象形の記號中の四個の點は、支那古代の火の字の異體に見ゆるものと共通して火花の象形なることが明白となつた。併し支那古代に於ける四點を以て火の字とすること並に支那にて火の字たる四個の點がトロヤの卍字に添加せられて居ることのみを以てしては直接に卍と $\text{卍}$ との間に關係ある様には見え、随つて支那古代に於て果して何代頃より卍の存在せしかと謂ふことは遽に明かにし難いのであるが、前に暫く述べて置いた通り、吾人は此の記號が少くとも既に殷周時代には支那に行はれて敬虔の情を拂はれ居たるものと信せむとする者である。

併し今日の吉祥海雲の意味なる此の記號の支那に行はるゝに至りしは、佛教傳來以後斯教に附隨して傳來せしものなれば、佛教の未だ傳來せざる三代の昔に既にこれ有るとは如何なる理由に基くかてふ駁論は何人も容易に吾人に向つて發せらるゝ所であらうが、吾人は之に對して尙ほ聊か辨明の材料を有せざるにも非ざることを申したい。

支那古代に主として銅器の裝飾紋様として雷紋雲雷紋の使用せられて居ることは何人も熟知せらるゝ所であるが、之と共に又我が邦にて所謂巴こもなる一種の記號の殷周の際に行はれたることも明かであつて、吾人は屢々之を裝飾紋様としてには非ずして、却りて銘文の旁などに一種の意味深長なる記號的使用と見らるゝ様刻記せられてあることを目睹するのであつて、譬へば山東濰縣の陳氏の舊藏に係り今我が邦に將來せられたる周代の盧鐘の銑端に陰文もて刻記せらるゝもの即ち圖版第六

所掲の如きものである。此の形象は巴紋としては古式のもので藤原貞幹の『好古小録』坤卷所載の法勝寺廢址瓦、醍醐寺古瓦に見ゆる巴紋は皆此れと同形式のものと思はれる。殊に同書に鹿苑院の梵

(六 第 版 圖)



(大實) 見 所 鐘 虛 の 周

鐘に此の形式の紋様の附せられたることを謂へるは支那の古鐘に巴紋の印記せらるゝことゝ對照して興味深いことゝ謂はねばならぬ。

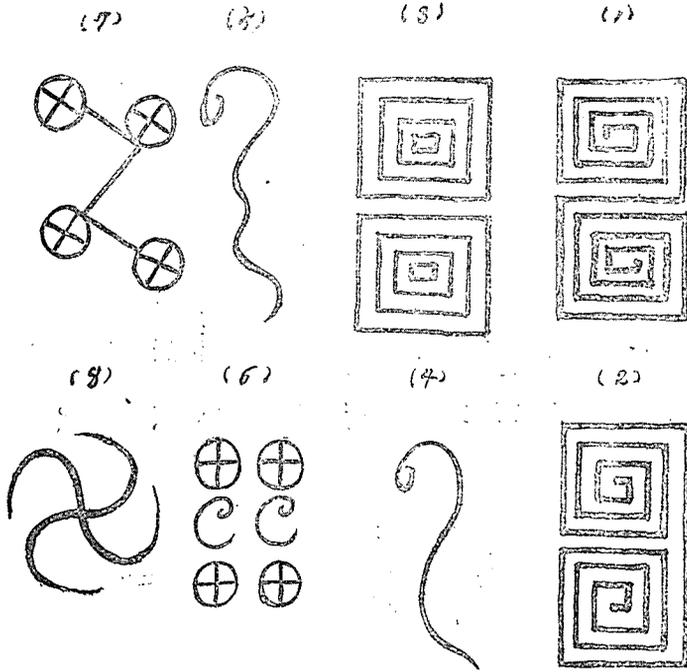
此の巴紋の來由と其の之を支那の古銅器に附記

せる理由とに至りては、從來あまり考究せられて居らない様であるが、吾人は平生巴紋が卍字と密接なる關係あらざるなきやを考へるのであつて所詮巴紋は卍字の變形であらうと思ふのである。即ち卍字は中心の一點より同一方向に曲れる四條の曲線の射出せる象にして、巴紋は此の曲線を三條又は二條など、致したまで、従つて兩者の關係は極めて密接にして、蓋し二者共に同一の性質を包含する靈的記號ならむと考へらるゝのである。

此の問題に關しては前にも指摘したる通り、フリードリッヒ・ヒルト氏は『支那研究』(Chinesische Studien)の中に「日本及び支那の裝飾紋様に現はるゝ萬字及び巴紋」なる一項を立て、傾聽に値すべき見解を發表致して居る。即ち同書第二百三十六頁に於て

吾人は萬字巴紋の創作者の考案に成りたる之を以て雷を現はす古風なる象形に遡り考ふると、

(七 第 版 圖)



萬字と巴紋との類似することが考へられる。想ふに巴紋なる稱呼は其の名としては選擇が悪い。何となれば支那や日本にて之を表現するのに、共通する中心點を回轉する螺旋狀の尾が二條三條若くは其れ以上なりとも何等の差し支へがないからであると論じて居るが、巴紋が雷紋より來由すると謂ふ説は非常に興味ある説であると思はれる。併し周知の如く巴紋には所謂三ツ巴、二ツ巴あり、更に殷代の銅器に現はるゝものには五ツ巴と謂ふべきあり、周代の玉壘に見ゆるものには八ツ巴などもありて、其中央より同一方向に向つて射出する曲線の條數は一定して居らぬ。之は其の何れを原始的のものとするべきである歟。此の

問題に對しては吾人はやはり二ツ巴を以て原始的のものゝと觀むと欲するのである。之を論證せむには勢上、雷紋問題に論及せなければならぬ。

雷紋は三代の古銅器の紋様の上にては多く圖版第七の(1)(2)(3)に示す如く現はれて居るが、之は申す迄もなく多くは帶狀を爲せる區劃中に甚しく圖案化せられて容れられたる象にして、之を以てしては原始的雷紋の如何なるものなるかを知ることには出來ない。ヒルト氏は雲紋の原始的形狀として圖版第七の(4)(5)の示す如きものゝ存することを指摘して『支那研究』第二百三十四頁より第二百三十五頁に互り詳細に論ずると共に、更に雷の古文を調査して其の圖版第七(6)に示すが如きものあることを謂つて居る。

吾人も亦此の種の雷の古文は之を宋の薛尚功の『歷代鐘鼎彝器款識法帖』卷一、並に『王復齋鐘鼎款識』等に載せらるゝ所の周の楚公鐘の銘文中其の

左より二行目「夜雨雷金云云」とある雷の字に於ても見るとが出來るので、茲では圖版第七(7)に示す如くなつて居る。此の圖版第七(6)の象形又は(7)の象形の中のccが雲の象形にして、之が電光の運動象形ならむことは略々推想し得らるゝ故、つまり後世の雷字の下部の田字となるべき⊕が雷紋の最も原始的形態にして、蓋しこれは雷の根本義たる火の渦卷の象形ならむと察せらるゝのである。斯様に考へて來ると⊕は火の象形となる譯であるが、⊕は一見○の中に十字を加へたるものに過ぎざらむと想ふのである。即ち卍字の一點より同一方向に放射する四條の曲線を連續すれば正に圖版第七所掲の(8)に示すが如き形態となり、之れがやがて⊕と變じ得べきは明かであるからである。而して圖版第七所掲の(8)の象が種々に變化する間に曲線の條數に増減が起り或は八條ともなり或は五

條ともなりて各種の巴紋を生んだものと察せられ得らるゝ。

かくして巴紋と卍字とは其の起源を一にするものならむてふ鄙説を妥當なりとせば、巴紋の包含する意義も亦卍字のそれと同様に火の恩澤を謳歌し火徳を敬慕するものでなくてはならず、即ち木燧の火を發する神祕的能力を表示したる靈的記號である譯である。殷周の古銅器に紋様としてゝはなくして、銘文の傍などに特別に巴紋の附記せられて居るとは必ずや何等かの重要な意味の存するが爲であらうと察せらるゝが、右の如く解し來る時は略ぼ其の然る所以を知り得らるゝので、而して雷紋、巴紋が後世にて表現せる意義は實に雲雷にして、天に對する恐怖敬虔の情と吉祥幸福とを意味せるものなるも洵に所以ありと謂ふべきである。

既に巴紋と卍字とが同一起源を有するものなる

上は卍字に於ける場合と同様、左巴紋も右巴紋も全く同意義のものであることも明かである。然る以上は次の如き説を立て得らるゝのである。

所詮雷紋の原始的形態は⊕であり、而して⊕は卍字の變體にして巴紋と共に同一の意義を包含表示せる形態であるから、希臘、波斯、印度等の古代に存する卍字は早く支那古代にも存して居るので之が卍字とはなり居らずして巴紋又は雷紋など、稱せられて傳へられたる爲に、後世印度から佛教と共に卍字の傳來するや、當時の支那人は其の源流を知らずして古代支那人の尊びたる巴紋などは別個系統の靈的記號なりと考へたるものではなからうかと思はれる。要するに雷紋、巴紋などの陰に隠れて既に少くとも殷周時代に卍字が支那に存したることは認め得られはすまいかと思ふ。

然らば殷周時代に支那に存せし巴紋、雷紋即ち火の神祕的能力を表示する靈的記號の、支那人間

に創造せられたるものなるか、或は又他より傳播せられたるものなるかと謂ふに、前に述ぶる通り支那古代の火の字にてトロヤの遺物に現はるゝ火の象形と合致するものあり、又支那古代の雷紋、巴紋の中には既に卍の意義を存して希臘印度古代の卍字と合致するあり、之を以てジョーリー氏の希臘、波斯、印印度各地方に共通なる Prometheus Pramandā 傳説は古くオキザス(Oxus)河畔に其の發源地を有し、之が西に傳播して希臘に入り、南して波斯、印度に傳播せしものならむと謂ふ所論と考へ合はず時は、殷周時代に支那に行はれたる卍字は古く中央亞細亞地方より支那に流傳致したるものには非ざるなきやを思はしむるのである。斯くして Prometheus などの名に酷似する火の創造神の名は支那史料の上にては明確に出ては來ないけれども、火の神祕的能力を表示する靈的記號たる卍字は古くより希臘、波斯、印度、支那にて共通

して存することなれば、恐らくば此等諸地方の火の創造傳説は其の淵源を一處に發して傳承せられたるものなるべく、其の起源地は蓋し中央亞細亞地方ならむかと察せらるゝ。

## 八

之を要するに吾人が本篇の初頭に掲げたる五个條の疑問は次の如き解釋を附し得られたのである

一、卍字は太古時代に中央亞細亞地方にて發生し希臘、波斯、印度、支那方面へ傳播したるものならむこと。

二、此の記號は中央亞細亞地方の古代人が、人為的に火を製する原始的方法として使用したる木燧の木棒の旋回運動を記號的に製したるものにして、之を以て木燧の神祕的能力に敬虔の情を拂ひ、施きて火の恩澤を敬慕する靈的記號と考へたるものにして、後漸く轉じて

吉祥幸福を意味する靈的記號と考へらるゝに至りしものならむこと。

三、此の記號の佛教と共に支那に入りし時、之が靈的記號たる爲に漢譯するに當りて適當の譯語を發見する能はず、名僧知識の苦心の餘は、萬、德、吉祥海雲などゝも意譯せられたるを、唐の卽天武后の僭主となりて新字を制定せし時代に、從來存する數種の意譯中より最も普遍的となれる萬なる意譯を取り、直に漢字の萬の音を取りて其の記號の音とすると共に、漢字の萬字と全然同一のものとして認めてかくして之が文字として使用せられたるものならむこと。

四、此の記號は佛教の未だ起らざる古代より印度に存し行はれ、決して佛家の創製に出でざるものなること。

五、此の記號が木燧の旋回摩擦に依りて生ずる

火の神祕的能力を表現したる靈的記號なる以上は、木燧の木棒の左旋回の瞬間に發火したる場合を示すものが右萬字となり、右旋回の場合を示したるものが左萬字となりしこと明かなれば、所謂左萬字と右萬字との間には何等の異義も無い譯であると思はるゝこと。

## 九

此の研究に關聯して更に一層の興味禁ずる能はざる一事項が存する。それは周知の通り漢字の火の字には火と㇗との二種あるが、之が同一のものなるや將た別々のものなるやと謂ふ問題である。

㇗は普通に偏旁を爲す場合が多くして連火と稱せられて居る。今日の普通の字書などでは兩者を全然同一視して連火は都て火の部に收められてあるが『正字通』に據ると

㇗卽火字變體。凡四點在下者。俱屬火部。

とあり、『康熙字典』などには

「固卽火字。而集韻類篇別有標音。必非無據。」

正字通太泥。

と申して居り、『集韻類篇』には連火の音を卑遙切と致してをるから、支那に於て連火を單に火字の變體なりと考へて同一視する説と、火の意味ではあるが、火字とは別個のもので従つて其の發音も異なること謂ふ説とが存する譯である。併し此の異同問題に就いては吾人の不敏なる爲、未だ和漢共に學者の之れに注意して綿密に論評考證したる者の有ることを知らない。尤も普通の説の如く火の字を極めて扁平に書せば自ら連火となることは容易に知り得らるゝことではあるが、連火を一名列火とも稱する爲、之れを列ねたる火と解して遽かに火字を扁平と致したるものと考ふるは、恐らくば早計の毀を免れざるべく、鄙見を以てすれば、兩者は其の起源に於て別種のものならむかと思はれて

ならない。『集韻類篇』には卑遙の切音を附與してあるが、遡りて『集韻』を観るに、之れを平聲の宵第四の部に屬せしめて標、標などの音を有するものと認めて、後世の字書の爲すが如く之れをば漫然と火の部に屬せしめて火と同じなど、はして居らない。これは洵に注意に値することであつて、『康熙字典』の説ける如く、之れには必ず何等かの據り處が無くてはなら譯であるが、其の理由は『集韻』及び『集韻類篇』は勿論のこと、古往今來未だ何人に依りても、解釋説明せられて居らない様に見受けられる。

支那古代の火の古字で、吾人が前に分類したる第一種類のものは、燈油を使用して發光せしめる燈火の象形なること、前に述ぶる通りである。而して吾人が前に第二種類と致したる支那の火の古字は四個の點を以て構成せる火の字なることも亦前に説明したる通である。斯かる好材料の存在

する以上は、火の字は燈火の象形であり、連火は四點を以てする火の字の系統に屬するものでなければならぬ譯で、隨つて火と連火とは其の古文に於ては全然別種の系統のものたることが解し得らるゝ譯である。

而も四個の點を以て表示する火の字は、火花の象形たること前述の如くにして、且つ此の系統の火の意の表現法は、トロヤの遺物に現はれたる卍字の異體にも現はれて居る所であり、加之ならず卍字の發生起源地の古く中央亞細亞地方に在りて之れより希臘、波斯、印度、支那地方へ傳播したるものならむと考察する時は、支那古代に於て四點を以て火の意を示すことは、恐らくば支那に於て創製せられたるものには非ずして、卍の東方流傳に隨伴して太古時代に西域地方より支那に流傳したるものではあるまいかと思はれ、施きて四點を以て火の意を示す系統より起りしものと思はる

ゝ所の連火も、亦西域傳來の火の字には非ざるなきやと察せられる次第で、次の如き鄙説を提出し得らるゝのである

一。火の字は燈火の象形文字より起り殷虛出土の龜版文にも頻に現はれたれば、小くとも殷代以前に支那に於て創造せられたるものならむこと、

二。連火は中央亞細亞地方に發生起源地を有する卍字に添加せられて現はるゝ所の四點を以て火の意を示す系統に屬するものと觀らるゝ故、之れは西域地方にて創造せられたるものにして、これ亦殷虛出土の龜版文には現れ居るを以て、殷以前に西方より支那へ傳來したるものならむこと。

三。隨つて火と連火とを同一視し後者を以て前者を扁平に書したるものなごゝ考ふるは恐らくば謬見なるべく、兩者の字義は同じく火の

義たれども、其の製字の起源に於ては全然別個の系統のものならむこと。

四。『集韻』などが其の然るべき理由は之れを明

記し居らざるも、連火を以て火字の變體と認めて火の字音と同じなどは謂はないで、特に異説を立て、之れを火字と區別し、平聲宵第四の部に屬せしめて標なる音を附與しあることは、蓋し何等かの古傳説に基けるものなるべく、これ相當理由の存在するものとして考ふべきものならむこと。

五、連火のことを一名列火とも稱するが、此の列は烈にして激烈なる火と謂ふ意味で、火の字が平和なる燈明の象形なるに對し、列火は火花を發する程の猛火を意味せるものなるべく、即ち連火が、火花の象形たる四點を以て火を示す系統に發源するものなることは、之れを以てしても亦察知するに難からず、連火

を略して三點とすることも亦三點を以て火を示す此の系統の習慣に合致するものならむと思はるゝこと。

——大正十年九月四日四更稿了——